

PASSION
FOR THE
BEST

当社の法人関係情報管理態勢及び 利益相反管理態勢について

2021年5月25日
大和証券株式会社

1. 組織

(1) 組織体制の概要、プライベート部門とパブリック部門の区別

- 当社においては、法人関係情報等及びその他重要情報に関し、取得した際の手続、伝達に係る手続、及び情報管理手続等を定めることにより、当該情報を利用した不公正取引の発生防止に努めている。
- 業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門を規程により**法人関係部門（プライベート部門）**として部署毎に定め、その他を**法人関係情報を遮断すべき部署及び、業務上、法人関係情報を入手することが想定されない部署（パブリック部門）**として明確に区分している。

【主な法人関係部署】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 本社部門 ✓ 監査役室 ✓ コンプライアンス統括部 ✓ コンプライアンス部 等 | <ul style="list-style-type: none"> □ 法人本部（法人営業部門） ✓ 事業法人第一部 ✓ 大阪法人第一部 ✓ 企業公開第一部 ✓ 名古屋法人部 ✓ 不動産・REITセクター部 等 |
| <ul style="list-style-type: none"> □ グローバル・インベストメント・バンキング本部（投資銀行部門） ✓ コーポレート・ファイナンス第一部 ✓ コーポレート・ファイナンス第二部 ✓ フィナンシャル・スポンサー部 等 | |

<参考>「法人関係情報管理規程」より抜粋

(略) 当社における法人関係部門とは、主として業務上法人関係情報を取得する可能性の高い部門等をいい、コンプライアンス統括部が別途定める「法人関係部署」をいう。

2. 顧客情報管理（法人関係情報）

（1）法人関係情報の管理システム

① グローバルベースの管理の在り方

- 持株会社である大和証券グループ本社において、グループとしてのMNPI（法人関係情報含む）に係るグローバルポリシーを策定し、各拠点に周知している。
- 各拠点(米州、欧州、アジア)においては、グローバルポリシーに基づき、現地法令等を考慮したローカルのPolicy & Procedureを定め、拠点ごとにシステムを通じた管理を実施。
- 持株会社のコンプライアンス部門にグループ各社間の法人関係情報等に関する情報収集機能を設け、サポート・指導可能な体制を構築している。

② 証券会社にて利用しているシステムのアクセス権限の保有者、管理責任者

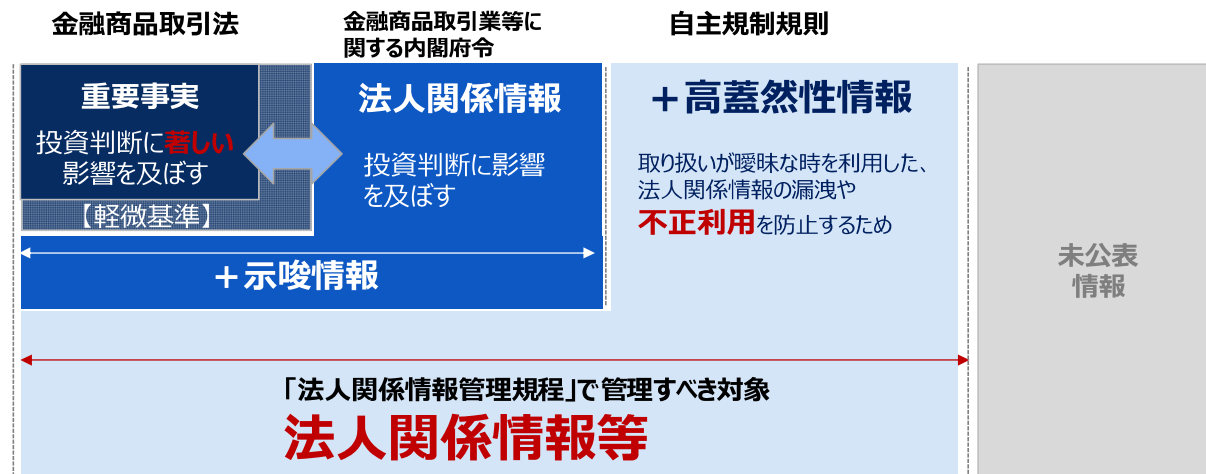
- 当社では法人関係情報管理システム（名称「APPLY」）にて法人関係情報を管理（社内で独立したDBを構築）
- 登録データのアクセス可能範囲は、以下の通りユーザーによって区分し限定している
 - 一般社員：参照可能な情報は、自身が登録した情報と伝達を受けた情報に限定
 - 部室店長：参照可能な情報は、自部店で登録された全ての情報に限定
 - 担当役員：参照可能な情報は、管掌部室店で登録された全ての情報に限定
 - コンプライアンス部門管理者：参照可能な情報は、当社にある全ての情報

2. 顧客情報管理（法人関係情報）

（2）法人関係情報の管理

① 情報取得から登録、登録後の見直し、解除に至るまでの管理プロセス

当社では、法人関係情報、高蓋然性情報、示唆情報等を合わせて法人関係情報等として管理している（右図参照）



取得

- 法人関係情報等を取得した役職員は、速やかに情報の入手日時・出所・内容をシステムへ登録し、部室店長へ速やかに報告。
※ 部室店長を含め判断がつかない場合、コンプライアンス部門へ相談し対応を決定

登録

- 部室店長の承認後、担当役員、コンプライアンス部門へシステムを通じて報告
- コンプライアンス部門は、報告の受付と同時に以下を対応
 - ✓ 情報の内容を精査し、登録情報に格付けを行う
 - ✓ 格付け翌日から、上位ランクに関しては売買審査等を開始

見直し

- 情報登録者は、登録情報に変更があった場合、適宜更新
- コンプライアンス部門は、登録情報の状況を随時確認（必要に応じて登録者へのヒアリング等を実施）

解除

- 案件解消・公表があれば、登録者が適時、法人関係情報管理システムの更新（登録）を行う

2. 顧客情報管理（法人関係情報）

（2）法人関係情報の管理

② ウォールクロス等の情報共有時の承認者/部署（他部署への共有、同一部内での共有）

他部署への共有

- 入手した法人関係情報を、業務上必要な範囲で他部署に伝達する場合は、コンプライアンス統括部長への伝達先の報告が必要となっている。（実務上は、後述の「法人関係情報連絡表」の「社内伝達先」に指定することで報告に替える）
- また、伝達の際には、伝達先部署のライン部長にも同時に伝達しなければならないこととしている。（法人関係情報管理システム（APPLY）において「社内伝達先」に指定）

同一部内での共有

- 法人関係情報の管理は個人単位を原則としている。
- Need to know原則遵守の証跡を残すため、部内での伝達状況を詳細に管理し、登録を行う部署も存在。
- なお、当社では、営業店を除く部室店に関して、同部室店における役職員の1人が情報を取得した場合、不正な役職員売買防止の観点により、その部署に所属する役職員は情報を取得した状態と見なし、審査の対象とみなしている。

③ 営業部内（同一部室内、支店内）における管理（情報へのアクセス範囲）

- 営業部内における登録データのアクセス可能範囲も、以下の通りユーザーによって区分し限定している。
 - 一般社員：参照可能な情報は、自身が登録した情報と伝達を受けた情報に限定
 - 部室店長：参照可能な情報は、自部店で登録された全ての情報に限定

2. 顧客情報管理（法人関係情報）

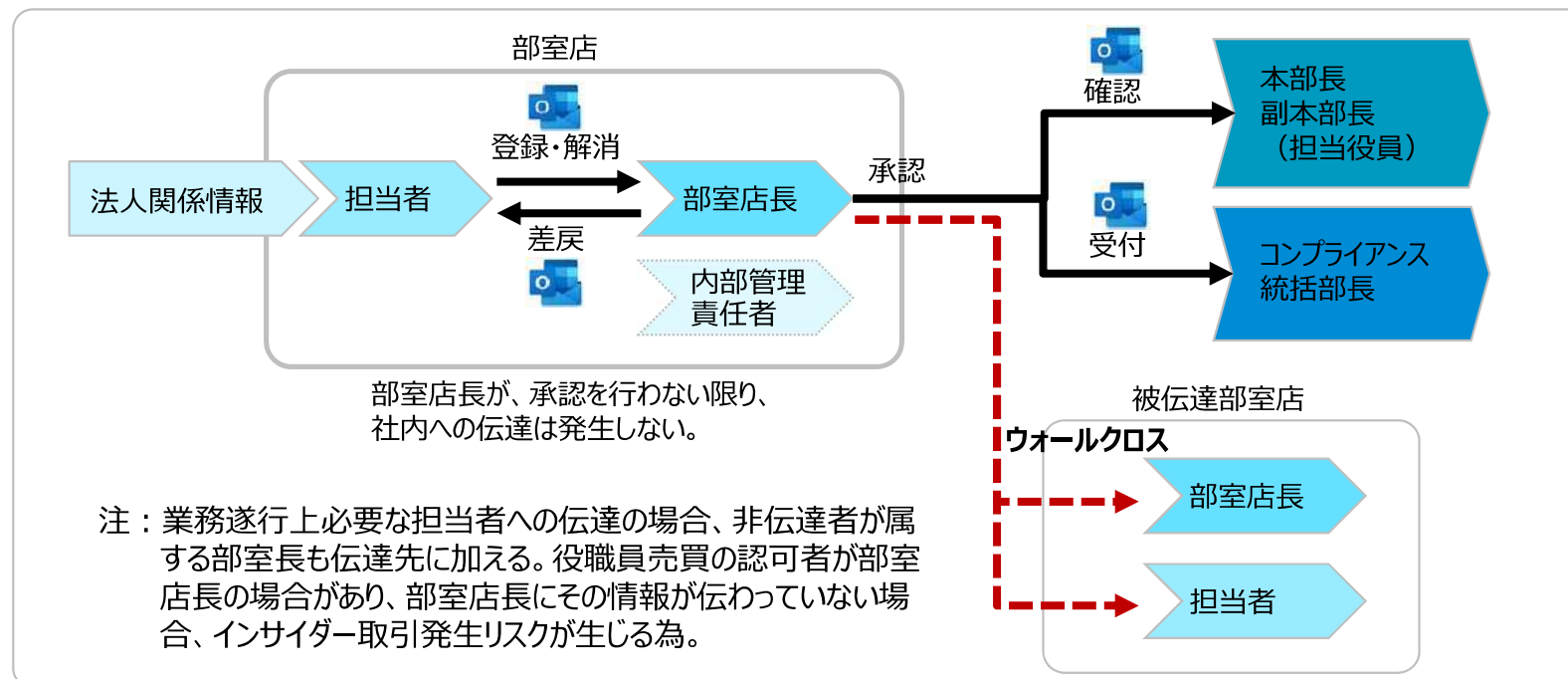
（2）法人関係情報の管理

④ Need to know原則の適用の是非

- 全ての部門・部署に適用しており、原則に基づいて情報共有が認められるのは「情報を入手した当該案件の遂行に必要不可欠な場合」に限定している。

⑤ 情報共有の必要性に関する具体的な規定内容

- 前述①～④における情報共有に関する内容については以下の通り規定している。
- 当該法人関係情報等の伝達を受けた部室店長が、他の部室店に内部者取引に繋がるおそれのない範囲で、業務遂行上必要な情報をコンプライアンス統括部長に伝達先を連絡した上で伝達する場合はこの限りではない。なお、他の部室店に伝達する場合は、被伝達者の属する部室の長を伝達先に加えるものとする。（法人関係情報管理規程より抜粋）



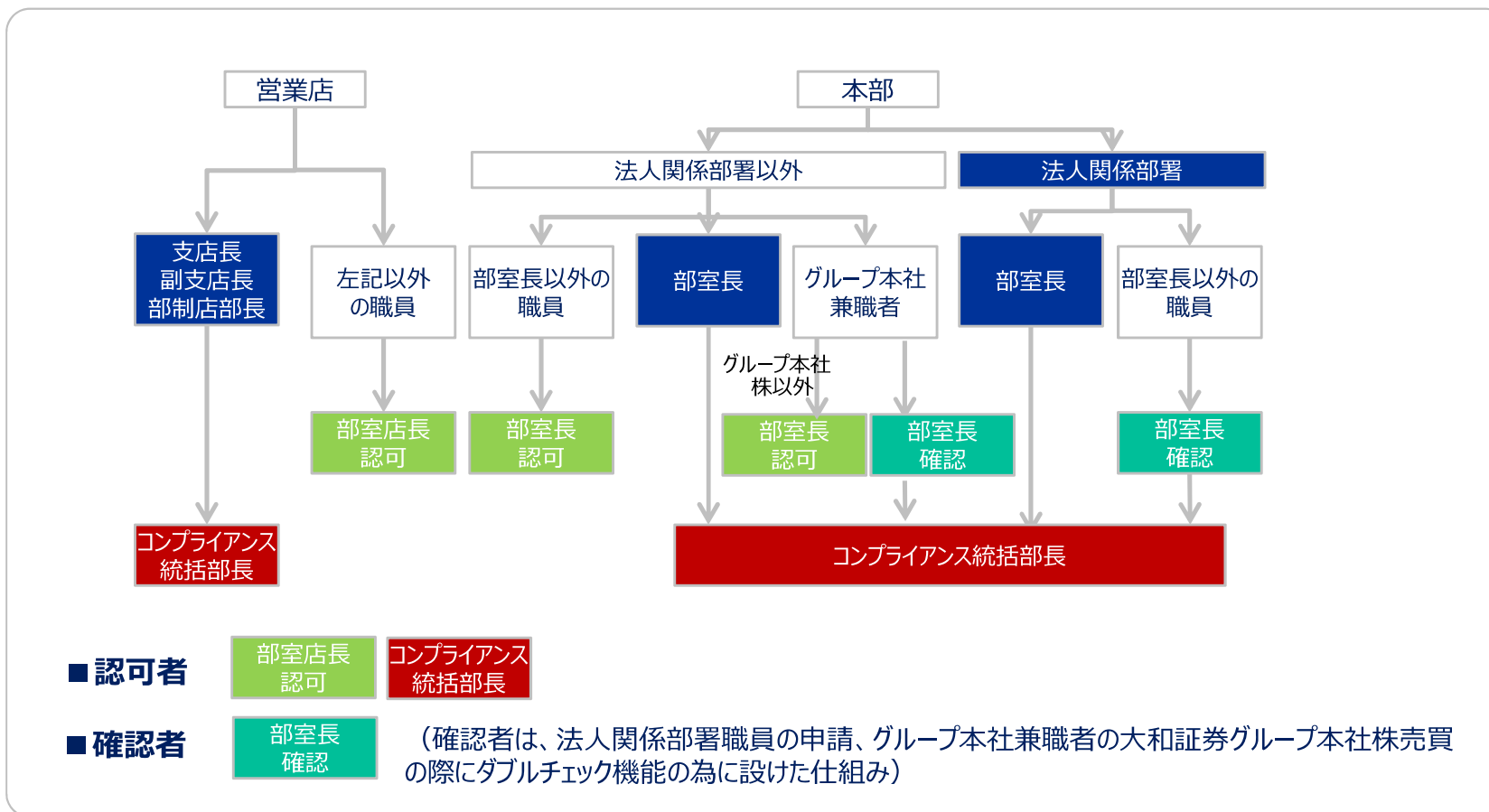
2. 顧客情報管理（法人関係情報）

（2）法人関係情報の管理

⑥ 役職員による有価証券の売買の承認の有無及び承認者

- 認可者は、申請対象者の**部室店長**となっており、更に法人関係情報の取り扱いの多い法人関係部署、並びに部室店長は、**コンプライアンス統括部長認可**を必要とすることで、社員によるインサイダー取引の未然防止態勢を構築している。

役職員売買の認可フロー（一部抜粋して例示）



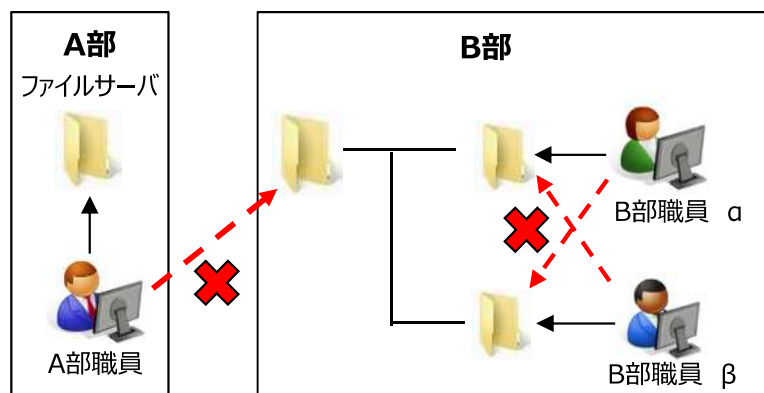
2. 顧客情報管理（法人関係情報以外）

（3）法人関係情報以外の顧客情報の管理

- 法人関係情報以外の顧客情報についても、**Need to know 原則を適用**し、ファイルサーバやシステムへのアクセスを制御している。

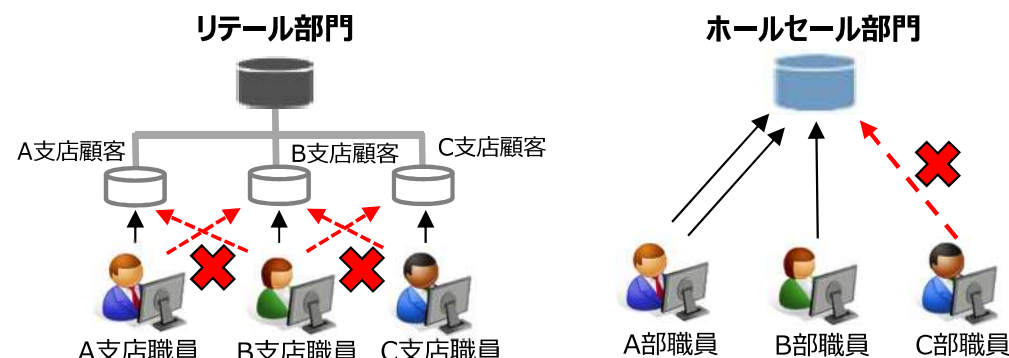
（ファイルサーバ）

- 部室店ごとに分け、他部署が管理するファイルサーバへのアクセスは不可
- ホールセール部門においては、同一部内においても、案件に応じて課やチームごとにフォルダへのアクセス権限を付与するなど、参照可能な情報を限定している



（顧客管理システム）

- リテール部門は、自店に口座を保有するお客様については問合せ対応等のため自店内の顧客情報は共有可能だが、他支店や本部の顧客情報へのアクセスは遮断
- ホールセール部門は、遂行中の案件の確認や能動的なサービス提供ができるよう、部門内や部署、担当者ごと等で閲覧範囲を限定したうえで、共有



- ✓ 各ファイルサーバやシステムへのアクセス権限は定期異動時等、各部署で適宜見直しを実施
- ✓ 情報の共有については情報セキュリティ責任者（部室店長）の承認が必要。情報セキュリティ責任者が判断に迷う場合は、適宜、コンプライアンス部門に相談の上、対応
- ✓ 情報を入手した当該案件の遂行に必要な場合、または関連する他の案件の遂行に必要な場合等に情報共有を認めることとし、案件毎に情報セキュリティ責任者が情報共有の範囲を判断
- ✓ なお、グループ会社である大和ネクスト銀行と顧客情報を共有する際は、顧客から事前に情報共有の同意を得ていることが条件となる（口座開設時に大和ネクスト銀行との情報共有の同意を取得）

2. 顧客情報管理（法人関係情報）

（4）法人関係情報管理が適切に実施されているかの検証態勢

- 全ての部門における現場部署、コンプライアンス部門、内部監査部門において主体的に態勢を整備し、会社全体として法人関係情報が適切に管理できる態勢を構築している。
- 具体的には以下の取組みを実施している。
 - ✓ 法人関係情報の管理について、営業責任者研修、内部管理責任者研修をはじめ、全社員向けの各種研修のテーマとして恒常的に取扱い、注意喚起を実施
 - ✓ 現場部署においては、自主点検等において、法人関係情報の管理状況について定期的な点検を実施
 - ✓ コンプライアンス部門においても、部署ごとの法人関係情報管理を点検
 - ✓ また、コンプライアンス部門においては、法人関係情報管理システムの登録状況について、以下点検を実施
 - ① すべての法人関係情報について、入力内容、入力時期の遅延が無いかな等をデイリーで確認
 - ② 法人関係情報を重要度に応じて分類し、上位格付の情報についてはデイリーで状況確認
 - ✓ 内部監査部門においては、各部の法人関係情報の管理状況につき定期的に監査を実施

3. 利益相反管理

(1) 利益相反の管理システム

① グローバルベースでの管理の在り方

- 大和証券グループの海外拠点も含め、同一システムを用いて、国内外のグループ会社が利益相反システムに対象案件に係る打診票を入力し、日本（東京）のコンプライアンス部門が利益相反チェックを行う体制を構築している。

② 証券会社で利用しているシステムのアクセス権限の保有者、管理責任者

- 登録データのアクセス可能範囲は、以下の通りユーザーによって区分し限定している

特別権限付与者

- 管理責任者に該当：コンプライアンス部門の一部役職員で全ての情報にアクセス可能
- 各種ユーザー登録や審査等の権限が付与

特別閲覧権限者

- アクセス権限が付与された部室店長・内部管理責任者等で、法人関係部署以外の情報にアクセス可能

一般ユーザー

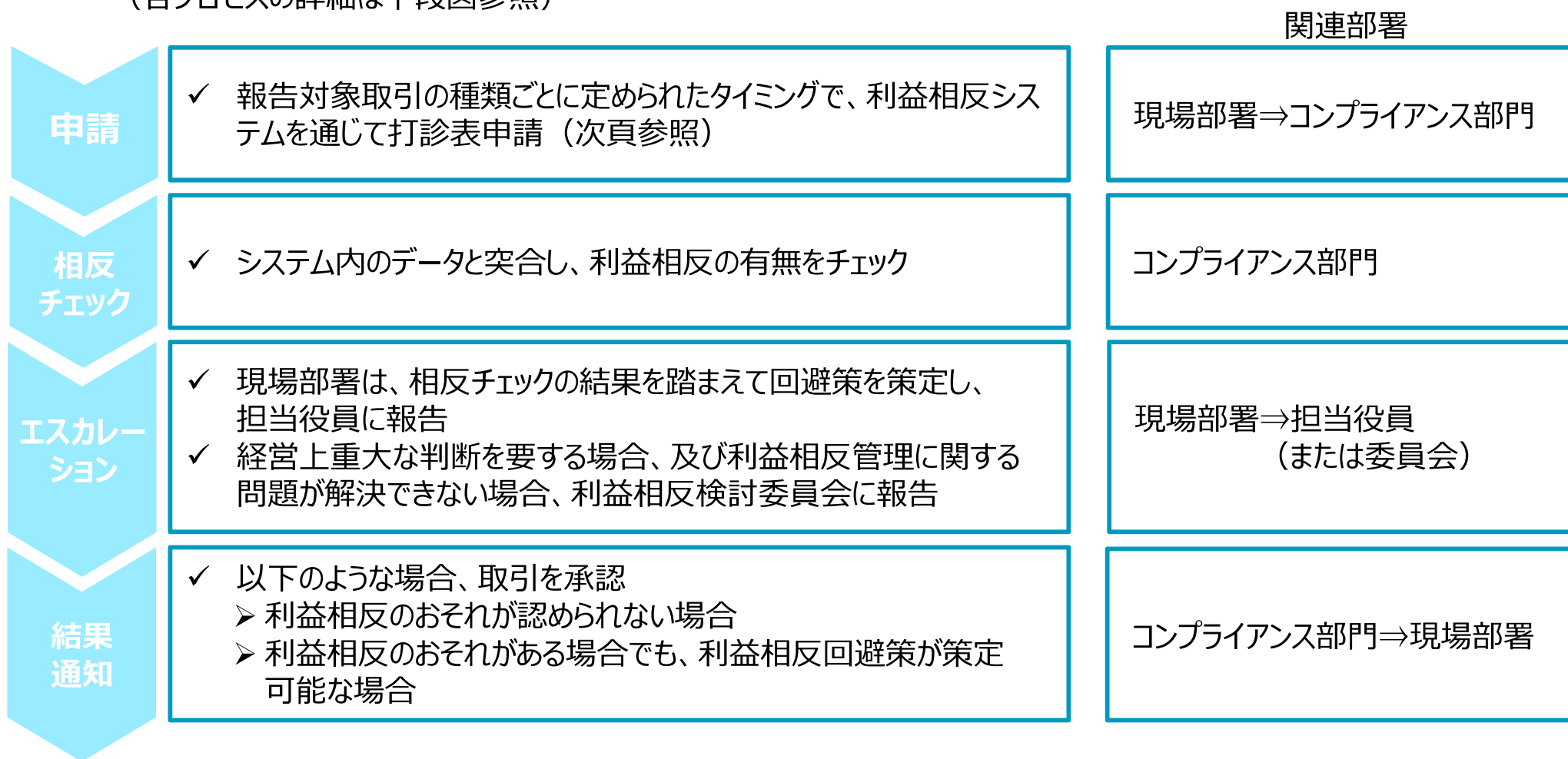
- アクセス権限が付与された各部門の役職員で、自身の登録情報のみ閲覧可

3. 利益相反管理

(2) 利益相反チェック

① 実際の利益相反チェックのフロー及びその内容（判断・承認をする者を含む）

- 当社では、利益相反管理規程、および利益相反管理マニュアルを策定し、利益相反チェックのフローを定めている。
- 利益相反チェックは、大別して、①申請、②利益相反チェック、③エスカレーション、④結果通知の4つのプロセスで構成（各プロセスの詳細は下段図参照）



3. 利益相反管理

(2) 利益相反チェック

② 利益相反チェックの対象となる取引の種類、チェックを行う時点

- 当社では、個別管理対象型の利益相反取引について、取引において問題となる主体が有する利害状況に応じて、「取引相対型」と「取引競合型」に区分し、さらにそれぞれについて、当社グループの関与状況により、「直接型」と「間接型」に分類している。
- 利益相反管理マニュアルにおいて、管理対象取引を規定しており、12の取引類型ごとにチェックを行う時点を定めている。

(1) 取引類型

- 個別管理対象型については、当該取引に関して問題となる主体が有する利害状況に応じて、当該取引を以下のように類型化している

I. 取引相対型

当社A部室若しくはグループ会社又はそれらの顧客が、当社B部室の顧客を相手方として取引する類型

II. 取引競合型

当社A部室若しくはグループ会社又はそれらの顧客が、当社B部室の顧客との間で、同一対象につき競合する関係に立つ類型

- 上記の「取引相対型」と「取引競合型」それぞれについて、当社グループの関与状況により、「直接型」、「間接型」に分類（合計4分類）

(2) チェックを行う時点

取引例	チェック時点
M&A	リテイン前の確度が高まった時点
PO（エクイティ）	マンデート取得直前
PO（デット）	マンデート取得直前
IPO	公開引受部の担当者が付く直前、またはビューティコンテスト参加前
私募（エクイティ）	マンデート取得直前
私募（デット）	マンデート取得直前
PI	取引検討時
SPS	担当役員承認後
FA	FA契約直前
投資有価証券	取引検討時
自己勘定取引	取引検討時
その他	上記以外の利益相反の恐れのある案件の検討時

3. 利益相反管理

(2) 利益相反チェック

③ 取引承認時の利益相反チェックの有無の確認の在り方およびチェック時に付された条件の履行確認の在り方

- 利益相反チェックの有無の確認については、申請案件の顧客、取引相手方、取引の対象物となる当事者を、利益相反システムに蓄積されている全ての案件と突合し、利益相反の有無を確認する。
- 条件の履行確認は実施していないが、フロント部署が方針を決定後、利益相反システムを通じて回避策を報告するフローとしており、コンプライアンス部門は回避策の内容を確認している。

④ 直近1年間の利益相反チェックの件数

2020年度実績	
総数	約1,000件
条件付き承認数	約80件
却下数	—

注：利益相反があった場合の回避策についての実例が社内で蓄積されたことから、担当部門内での判断が可能となったこと等を理由として、利益相反検討委員会の開催等、経営幹部へのエスカレーションの実績はなし。

(3) 利益相反管理が適切に実施されているかの検証態勢

- 現場部署、コンプライアンス部門、内部監査部門において以下の態勢を整備している。
 - ✓ 利益相反システムの利用頻度が高い部署では、自主点検報告において、利益相反の管理状況について点検を実施。
 - ✓ 各部が入力する打診票の入力日が利益相反システム上で記録されることから、適切なタイミングでの入力についてコンプライアンス部門が確認することが可能。
 - ✓ 利益相反管理を適切に行うために、管理システムにおけるアクセス権限の定期的な棚卸しを実施。
 - ✓ 内部監査部が利益相反管理の運用状況について、関連する各監査で検証を実施。